
せ い か つ ほ ご

生活保護のしおり

あなたの地区の担当者は^{ち く たんとうしゃ}_____です。

^{でんわ}
電話：06-6383-1375

FAX：06-6383-9031

せ っ つ し ふ く し じ む し ょ
摂津市福祉事務所

もくじ ＜目次＞

1. 生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 生活保護を受けるには・・・・・・・・	2
3. 生活保護のしくみ・・・・・・・・	6
4. 医師の診察を受けたいとき・・・・・・・・	9
5. 保護を受ける場合の権利と義務・・・・・・・・	11
(守られること・守らなければならないこと)	
6. 毎月の保護費の支給について・・・・・・・・	17
7. その他の援助・・・・・・・・	18
8. 相談機関・・・・・・・・	18

生活保護法は、日本国憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に規定する理念に基づいた、国民の生存権を保障する国の制度です。

生活保護の申請は国民の権利ですので、ためらわず
ご相談ください。

1. 生活保護とは

生活保護とは、収入が少ない、もしくは全くないため生活をしていけない方にたいし、健康で文化的な最低限度の生活を保障するのに必要な給付を行うとともに、自立に向けた支援を行う制度です。

2. 生活保護を受けるには

①生活保護の原則・受けるための要件等

●保護は、生活に困窮する人が、利用し得る資産や能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。

◎世帯単位の原則

生活保護では、同じ生計によって生活をしている人たちを、一つの「世帯」として考えます。その世帯ごとに、どの程度の保護が必要かを決めますので、原則として世帯のうち一人だけが生活保護を受けるというようなことは出来ません。

のうりよく しさん かつよう
◎能力や資産などの活用

せい かつ ほ ご せい かつ のうりよく しさん
生活保護は、生活するために能力や資産などを
さいだいげん かつよう せい かつ で き ば あ い た
最大限活用していても生活が出来ない場合、その足りな
ぶん おぎな
い分を補うものです。

のうりよく かつよう
○能力の活用

はたら ひと じゅうぶん はたら しゅうにゆう
働くことができる人は、十分に働いて収入を
え
得てください。

しさん かつよう
○資産の活用

しさん げんそく しょぶん せい かつ ひ
資産は、原則として処分をして生活費にあててくだ
さい。

しさん
<資産とは>

と ち か お く ふ だ う さ ん よ ち ょ き ん ゆ う か し ょ う け ん せ い め い ほ け ん
土地・家屋などの不動産、預貯金、有価証券、生命保険、
じ どう し ゃ き き ん ぞ く
自動車、貴金属など

●民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定め
る扶助は、すべて生活保護に優先して行われるもので
す。

○扶養能力の活用

親子、兄弟姉妹、親族などから、仕送りや養育費な
どの援助を受けられるよう努めてください。

*未成年者の両親については、特に強い扶養義務が
あります。

○他法他施策の活用

生活保護以外の制度で、援助や給付などが受けられ
る場合は、その制度をまず活用してください。

<生活保護以外の制度の例>

公的年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養
手当、介護保険などの給付や障害者に対する福祉サー
ビスなど

②生活保護を受けるための手続き

めんせつ そうだん
面接・相談

しんせい てつづ
申請の手続き

しんせいしよるい ひつようしよるい ていしゅつ
(申請書類ならびに必要な書類の提出)

しんせい じじつかんけい かくにん ほご ないよう けつてい
申請にあたっては、事実関係の確認や、保護の内容を決定する

つぎ しよるい かくにん こと
ために、次の書類を確認させていただく事があります。

- きゅうよめいさいしよ ねんきん てあてかんけい しょうしょ つうちしよ
・給与明細書 ・年金や手当関係の証書や通知書
- よきんつうちよう やちん かくにん
・預金通帳 ・家賃が確認できるもの
- けんこうほけんしょう
・健康保険証

ちょう さ
調 査

たんとう かていほうもん おこな せいかつ ほご ようけん
担当ケースワーカーが家庭訪問を行うなど、生活保護の要件
がみたされているか確認するための調査をします。

- ちょうさ ひつよう けんしん きよひ ばあい せいかつ ほご しんせい
・これらの調査や必要な検診を拒否した場合、生活保護の申請は
きやつか ばあい
却下される場合があります。

けつ てい
決 定

ほご う ぶんしょ つうち
保護が受けられるか、受けられないかは文書で通知します。

14
日
以
内

3. 生活保護のしくみ

① 保護の基準

生活保護では、世帯の人数、年齢、住む場所などによって、その世帯が一ヶ月に必要な生活費を「最低生活費」として国が定めています。この最低生活費と、あなたの世帯が一ヶ月に得ているすべての収入を比べて、不足している分を援助するものです。

さいていせいかつひ きじゅん 最低生活費（基準）	
しゅうにゅう ねんきん きゅうよ 収入（年金や給与など）	ほごひ 保護費
しゅう にゅう 収入	

ほごう
(保護を受けられます)
ほご
(保護は
う
受けられません)

(例) 60歳単身者 生活扶助76,880円＋住宅扶助(39,000円以内)

さいていせいかつひ げんざい
＝最低生活費 [R7.4.1現在]

※実際の金額は、年齢や世帯構成などで異なります。

※最低生活費（基準）を上回る収入があるが、医療費が多額であったり、介護サービスを利用しており生活保護が必要である方に対しては、医療費等で一部自己負担金が発生する場合があります。

さいていせいかつひ きじゅん 最低生活費（基準）	
しゅう にゅう 収入	いちぶじ こふたんきん 一部自己負担金

給付関係

せいかつふじょ 生活扶助	いしょく ひよう こうねつひ にちじょうせいかつ 衣食の費用、光熱費など日常生活に ひつよう ひよう 必要な費用
じゅうたくふじょ 住宅扶助	やちん ちだい ひよう 家賃や地代のための費用
きょういくふじょ 教育扶助	ぎ む きょういく ひつよう きゅうしょくひ がくようひんだい 義務教育に必要な給食費や学用品代
かいごふじょ 介護扶助	かいご りよう ひつよう 介護サービスを利用するのに必要な ひよう 費用
いりようふじょ 医療扶助	びようき ちりよう う ひつよう ひよう 病気の治療を受けるのに必要な費用
しゅっさんふじょ 出産扶助	しゅっさん ひつよう ひよう 出産に必要な費用
せいぎようふじょ 生業扶助	しゅうしょく ぎのう み ・就職するための技能を身につけるた め ひよう めの費用 こうとうがっこう まな ひよう ・高等学校で学ぶための費用
そうさいふじょ 葬祭扶助	そうぎ おこな ひつよう ひよう 葬儀を行うために必要な費用
いちじてき えんじょ おも 一時的な援助（主なもの）	
しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがく ひつよう ひよう ・小学校や中学校に入学するために必要な費用 ちょうきにゅういん かた ふとん ひふく ねまき ・長期入院されていた方などが布団や被服、寝巻が ない、あるいは使用できない場合に必要な費用 しょう ばあい ひつよう ひよう ・おむつが常に必要な場合の費用	

- ・出産される方が産着を必要とする場合の費用
- ・長期入院されていた方などが退院するにあたって、炊事道具や食器類が必要な場合の費用
- ・転居がやむを得ない場合に必要な費用
- ・はじめて配電設備を設置するときに必要な費用
- ・井戸水が使えないなどの理由で、水道設備が必要な場合の費用
- ・家の屋根などの補修が必要な場合の費用
- ・歩けない高齢者の方などで近くに公衆浴場がなく、入浴設備が必要な場合の費用
- ・通学のために自転車が必要な場合の購入費用
- ・自立のための就職活動に必要な費用

※生活保護は、事前申請が原則です。援助が必要な場合

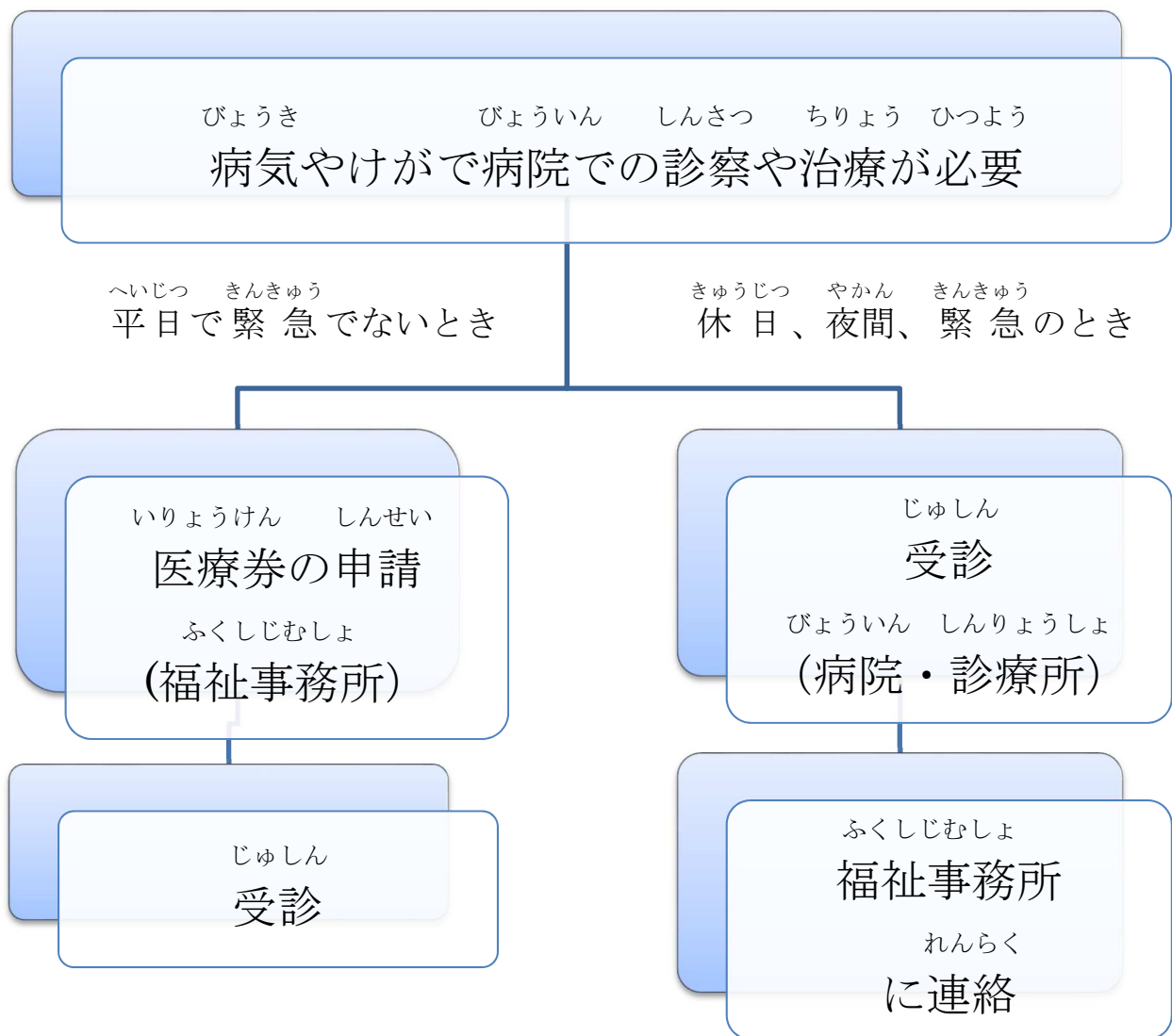
は、前もって申請を行ってください。

※それぞれの支給には、上限額や条件、必要書類などがあります。

援助が必要な際や詳しいことは、担当のケースワーカーに相談して下さい。

4. 医師の診察を受けたいとき

生活保護を受給されている世帯の方は、「医療券」を
病院や診療所の窓口に提出することで、治療等を受
けることができます。



*特に、入院や退院をするときは、必ず担当のケース
ワーカーに連絡をしてください。

いりょうけん
○「医療券」について

- いりょうけん つきたんい びょういん はっこう
・「医療券」は月単位、病院ごとに発行します。
- おな びょういん しんりょうしょ けいぞく じゅしん
同じ病院、診療所の継続した受診であっても、
つき か いりょうけん ひつよう
月が変わるごとに「医療券」が必要です。
- いりょうけん せいかつほご してい びょういん しんりょうしょ
・「医療券」は生活保護で指定された病院・診療所
つか していがい びょういんとう せいとう りゆう
のみで使えます。指定外の病院等で、正当な理由
かって じゅしん じこふたん ば
もなく勝手に受診をすると、自己負担となる場
あい
合があります。
- かぞくいがい かた いりょうけん う と
・家族以外の方は医療券を受け取ることはできません。

びょういん しんりょうしょ じゅしん さい き
○病院・診療所を受診する際に気をつけること

- ちりょう い し し じ したが
・治療について、医師の指示に従ってください。
- げんそく おな びょうき どうじ ふくすう びょう
・原則として、同じ病気について、同時に複数の病
いん しんりょうしょ じゅしん
院・診療所を受診することはできません。
- しょうほう くすり い し し か い し
・処方される薬については、医師または歯科医師が
みと ばあい げんそく いやくひん こうはつい
認めた場合は原則「ジェネリック医薬品（後発医
やくひん ちょうざい せんばついやくひん ひんしつ
薬品）」が調剤されます。（先発医薬品と品質、
ゆうこうせいおよ あんぜんせい どうとう
有効性及び安全性は同等です）

はたら けんこうほけんしょう も かた かぞく
○働いていて健康保険証を持っている方、その家族に
はい かた ほけんしょう いりょうけん りょうほう びょういん
入っている方は、保険証と医療券の両方を病院の

まどぐち ていしゅつ

窓口に提出してください。

いりようきかん じゅしん こうつうきかん りよう
○医療機関を受診するために交通機関を利用するなど、

つういん ひよう きゅうふ ひつよう ばあい ひつよう
通院に費用がかかり給付が必要な場合は、必要な

しんさ かくにん たんとう じぜん
審査・確認がありますので担当ケースワーカーに事前

そうだん
に相談してください。

た
○その他

ほこうほじょ ぎし そうぐ
・歩行補助のつえ、義肢、めがね、ストーマ装具な

きゅうふ ひつよう ばあい
どの給付が必要な場合

じゅうどうせいふく ま
・柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ

きゅうふ ひつよう ばあい
などの給付が必要な場合

しきゅう ひつよう しんさ かくにん
→支給にあたって必要な審査・確認がありますので

たんとう じぜん そうだん
担当ケースワーカーに事前に相談してください。

ほごう ばあい けんり ぎむ 5. 保護を受ける場合の権利と義務

まも けんり
①守られること（権利）

せいとう りゆう ほご ないよう へんこう
○正当な理由なしに保護の内容は変更されません。

ほご ひ ぜいきん か
○保護費に税金は課せられません。

ほご ひ さ お
○保護費は差し押さえられません。

ほご けつてい へんこう ていし はいし しょぶん ふ
○保護の決定や変更、停止、廃止などの処分に不

ふく しょぶん し ひ げついない おお
服があれば、処分を知った日から3ヶ月以内に大

さかふちじ しんさせいきゅう

阪府知事に審査請求をすることができます。

まも ぎむ
②守らなければならないこと（義務）

ほご う けんり たにん ゆず わた

◎保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

せいかつ い じ こうじょう どりよく

◎生活の維持向上に努力をしなければなりません。

せいかつ ほご しつぎょう びょうき せいかつしゅうかん せいかつ

生活保護は、失業や病気、生活習慣など、生活に

こま じょうたい じりつ せいかつ で き
困るようになった状態から、自立した生活が出来る

どりよく しえん せいど
ようになるための努力を支援する制度です。

はたら のうりよく かた しごと さが しゅうしょく

・働く能力がある方は、仕事を探して就職したり、
しゅうにゅう ふ
収入を増やしたりするようにしてください。

ほご ひ けいかくてき つか せいかつ

・保護費を計画的に使って生活をしてください。

ろうひ

ギャンブルなどで浪費しないようにしてください。

きんりんじゅうみん

こうどう つつし

・近隣住民とトラブルになるような行動は慎んでください。

てきせつ しょくじ いえ せいりせいとん

けんこうてき せいかつ

・適切な食事や家の整理整頓など、健康的な生活をす
つと
るよう努めてください。

びょうき

かた

い し

し じ

したが

・病気やけがなどがある方は、医師の指示に従って

いちにち

はや

かいふく

つと

一日も早く回復するよう努めてください。

し どう し じ したが
◎指導指示に従わなければなりません。

せいかつ い じ こうじょう ひつよう し どう し じ ふくし
生活の維持向上などで必要な指導指示を福祉
じ む し ょ う ばあい ぎ む
事務所から受けた場合は、これにしたがう義務があり
ます。せいとう りゆう し どう し じ
正当な理由なく、指導指示にしたがわないとき
は、え せいかつほご ていし はいし ばあい
やむを得ず生活保護を停止・廃止する場合があります。
ます。

とどけで ほうこく
◎届出・報告について

せいかつじょう へんか しゅうにゅう とどけで
生活上の変化や収入についての届出をすること
せいかつほご ぎ む
は、生活保護をうけるうえでの義務です。
ほうこくしよるい ていしゅつ もと ばあい かなら ていしゅつ
報告書類の提出を求められた場合は必ず提出し
なければなりません。

とどけで ほうこく ひつよう たと
＜届出（報告）が必要なことの例え＞

- しごと はじ か や
・仕事を始めたり、変えたり、辞めたりするとき
- ねんきん けんこうほけん てあて かにゅう しかくそうしつ
・年金、健康保険、手当などの加入、資格喪失したとき
- やちん ちだい へんこう
・家賃や地代が変更になるとき
- せいかつほご ひつよう
・生活保護を必要としなくなるとき
- た せたい じょうきょう へんか
・その他、世帯の状況に変化があるとき
- にんしんしゅつさん けっこんりこん しぼう てんきょ にゅうたいがく じ こ
(妊娠出産、結婚離婚、死亡、転居、入退学、事故など)
- きせいとう ちょうき す いえ る す
・帰省等で長期にわたって住んでいる家を留守にするとき

しゅうにゅう かなら ただ しんこく
収 入 は、必 ず正しく申告をしてください。

しゅうにゅう
< 収 入 とは >

きゅうりょう ほうしゅう かくしゅ てあて こうてきねんきん きぎょうねんきん しおく
給 料、報 酬、各種の手当、公的年金、企業年金、仕送
ほけんきん かいやくへんれいきん ほか りんじてき しゅうにゅう
り、保険金の解約返戻金、その他の臨時的な収 入 など。

しゅうにゅう しんこく さい きゅうよめいさいしょ ねんきん つうちしょ
○ 収 入 の申告の際には、給与明細書や年金の通知書など
しはら ないよう きんがく しよるい ていしゅつ くだ
支払いの内容や金額がわかる書類も提出 して下さい。

ねんきん てあて てつづ か こ ぶん じゅきゅう
○年金や手当などの手続きをし、過去の分をまとめて受 給
ばあい せいめいほけん かいやくへんれいきん しさん ばいきやく
した場合や、生命保険の解約返戻金や資産の売却などに
りんじてき しゅうにゅう ばあい しんこく
よって臨時的な収 入 があった場合は、すぐに申告をして
ください。

しはら ほ ご ひ いりょうひ ばあい いちぶ
→すでに支払った保護費(医療費)がある場合、その一部も
ぜんぶ へんかん いただ
しくは全部について、返還をして 頂 きます。

ふせいじゅきゅう きんし
【不正受 給 の禁止】

しゅうにゅう かく ただ しんこく ばあい
○ 収 入 を隠したり、正しく申告しなかったりした場合

しんせい ほ ご ひ う と ばあい
○うその申請によって保護費を受け取ったりした場合



しはら ほ ご ひ ちょうしゅう
支払った保護費を 徴 収 します。

ほう ばつ ばあい
法により罰せられる場合もあります。

せたい しゅうにゅうじょうきょう かくにん ちょうさ
*世帯の収 入 状 況 を確認するため調査をしています。

③その他の注意事項

◎借金について

生活保護を受けている間に、新たに借金（年金担保貸付を含む）をすることは収入とみなされます。

また、借金の返済をすることは生活保護の主旨に反します。

◎自動車・バイク（原動機付自転車を含む）の

保有、使用について

生活保護を受けている間は、原則として自動車やバイク（原動機付自転車を含む）を保有すること、使用すること（レンタカーや他人名義のものも含む）も認められていません。

◎家賃等の滞納について

家賃や学校への納付金など、その支払いを目的に保護費を支給しているにも関わらず、滞納することは認められません。

もし滞納をした場合は、不正受給の取り扱いとなる場合があります。

◎^{ちくたんとういん}地区担当員について

あなたの^す住んでいる^{ちく}地区を^う受け持つ^も福祉事務所の^{ふくしじむしょ}
^{しょくいん}職員です。^{ちくたんとういん}地区担当員は^{せいかつほご}生活保護の^{もくてき}目的である
「^{さいていせいかつ}最低生活の^{ほしょう}保障」と「^{じりつ}自立の^{じょちよう}助長」のため、あな
たの^{そうだん}相談を^う受けたり^{さまざま}様々な^{しえん}支援を^{おこな}行います。
^{ちくたんとういん}地区担当員は、あなたの^{せいかつじょうきよう}生活状況などについて^きお聞
きするため^{ていきてき}定期的に^{かていほうもん}家庭訪問を^{おこな}行います。なお、^{こじん}個人
の^{ひみつ}秘密は^{かた}固く^{まも}守ります。

また、^{ちくたんとういん}地区担当員は、あなたの^{なや}悩み事^{ごと}の^{かいけつ}解決や^{じぶん}自分
の^{ちから}力で^く暮らせるようになるために、^{ひつよう}必要に^{おう}応じて
^{しどう}指導や^{じょげん}助言を^{おこな}行うことがあります。

^{かていほうもん}家庭訪問をした^{さい}際にあなたが^{ふざい}不在であった場合は、
^{ふざいれんらくひよう}「不在連絡票」を^お置いてくる必要がありますので、
^{ふざいれんらくひよう}「不在連絡票」に^か書いてある^し指示に^じ従って^{したが}くださ
^{せいとう}い。正当な理由^{りゆう}無く^な家庭訪問を^{かていほうもん}拒むときや、^{こぼ}指導や^{しどう}
^{じょげん}助言に^{したが}従わないときは、やむを得ず^え生活保護を^{せいかつほご}
^{ていし}停止・^{はいし}廃止することがあります。

6. 毎月^{まいつき}の保護費^{ほごひしきゅう}の支給^{しきゅう}について

保護費^{ほごひしきゅう}の支給日^び

毎月^{まいつき}5日^か（5日^かが土曜日曜^{どよういちようしゆくじつ}、祝日^{しゆくじつ}のときは3日^か）

支給^{しきゅう}する場所^{ばしょ}・方法^{ほうほう}

現金^{げんきん}支給^{しきゅう}：福祉事務所^{ふくしじむしょ}生活支援課^{せいかつしえんか}の窓口^{まどぐち}

振込^{ふりこみ}支給^{しきゅう}：指定^{してい}された金融機関^{きんゆうきかん}の口座^{こうざ}

持^もってくる物^{もの}（現金^{げんきん}支給^{しきゅう}の場合^{ばあい}）

「保護決定通知書^{ほごけつていつうちしょ}」・印鑑^{いんかん}

*やむを得^えず、保護費^{ほごひしきゅう}の支給日^びに受け取り^{うと}に来^こられな
い場合^{ばあい}は福祉事務所^{ふくしじむしょ}まで連絡^{れんらく}してください。

＜注意事項^{ちゅういじこう}＞

- 家族以外^{かぞくいがい}の方は保護費^{ほごひ}を受け取る事^{うとこと}が出来^{でき}ません。
- 「保護決定通知書^{ほごけつていつうちしょ}」は保護費^{ほごひ}の受け取り^{うと}や保護^{ほご}の内容^{ないよう}
を^{かくにん}確認^{さい}する際^{ひつよう}に必要な^{うしな}ため、失^{うしな}わないようにして^く
ください。

7. た えんじょ その他の援助

せいかつ ほ ご う えんじょ
生活保護を受けると、つぎのような援助があります。

えんじょ しゅるい 援助の種類	たんとうか 担当課
こくみんねんきんほけんりょう めんじょ 国民年金保険料の免除	せつつし こくほねんきんか 摂津市 国保年金課
し ふみんぜい げんめん 市・府民税の減免	せつつし しみんぜいか 摂津市 市民税課
こていしさんぜい げんめん 固定資産税の減免	せつつし こていしさんぜいか 摂津市 固定資産税課
ほいくしょ ほいくりょう めんじょ 保育所の保育料の免除	せつつし ほいくきょういくか 摂津市 保育教育課
じゅしんりょう めんじょ NHK受信料の免除	せつつし せいかつし えん か 摂津市 生活支援課

8. そうだんき かん 相談機関

こ そだ しゅうがく かん
◇子育てや就学に関すること

せつつし せいさくか
摂津市こども政策課

住所：摂津市三島 1－1－1

電話：06 - 6383 - 1980

せつつし かていそうだんか
摂津市こども家庭相談課

住所：摂津市三島 1－1－1

電話：06 - 6155 - 6302

せつつし がっこうきょういくか
摂津市学校教育課

住所：摂津市三島 1－1－1

電話：06 - 6383 - 5763

おおさかふすいた こ かてい
大阪府吹田子ども家庭センター
住所：吹田市出口町 1 9 - 3
電話：06 - 6389 - 3526

しごと かん
◇仕事に関すること

いばらき
ハローワーク茨木
住所：茨木市東中条町 1 - 1 2
電話：072 - 623 - 2551

せつつし じんざい
摂津市シルバー人材センター
住所：摂津市南千里丘 5 - 3 5
電話：06 - 6381 - 8181

せいかつじょう ほうりつそうだん
◇生活上の法律相談

せつつし じ ち しんこうか しみんそうだん
摂津市自治振興課（市民相談）
住所：摂津市三島 1 - 1 - 1
電話：06 - 6383 - 1357

おおさかべん ごしかいかん ほう
大阪弁護士会館（法テラス）
住所：大阪市北区西天満 1 - 1 2 - 5
電話：050 - 3383 - 5425

しょうひせいかつ そうだん
◇消費生活の相談

せつつしさんぎょうしんこうか
摂津市産業振興課
住所：摂津市三島 1 - 1 - 1
電話：06 - 6383 - 2666

しょうがい ちてき しんたい せいしん かん
◇障害（知的・身体・精神）に関すること

せつつししょうがいふくしか
摂津市障害福祉課
住所：摂津市三島 1 - 1 - 1
電話：06 - 6383 - 1374

けんこう けっかく せいしんほけん そうだん
◇健康、結核や精神保健などの相談

いばらきほけんしよ

茨木保健所

住所：茨木市大住町 8－1 1

電話：072 - 624 - 4668

せつつしほけん

摂津市保健センター

住所：摂津市南千里丘 5－3 0

電話：06 - 6381 - 1710

かいごほけん

かん

◇介護保険などに関すること

せつつしこうれいかいごか

摂津市高齢介護課

住所：摂津市三島 1－1－1

電話：06 - 6383 - 1379

こうてきねんきん

◇公的年金について

にほんねんきんきこう すいたねんきんじむしよ

日本年金機構 吹田年金事務所

住所：吹田市片山町 2－1－1 8

電話：06 - 6821 - 2401

◇DV についての悩み、相談

せつつしりつだんじょきょうどうさんかく

摂津市立男女共同参画センター

住所：摂津市南千里丘 5－3 5

電話：06 - 4860 - 7112